

## 岐阜県在宅医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、障がい児者の福祉の向上を図るため、岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第85号）第98条第1項に規定する指定短期入所事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う市町村、社会福祉法人、医療法人その他の団体（第3条において「指定短期入所事業者等」という。）が、高度な医療的ケアを要する在宅障がい児者を対象として行う短期入所事業又は日中一時支援事業の運営（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で、岐阜県在宅医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県社会福祉法人の助成の手続に関する条例（昭和47年岐阜県条例第9号）及び岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「高度な医療的ケアを要する在宅障がい児者」とは、県内で在宅生活を送る障がい児者、遷延性意識性障がい児者及び運動ニューロン疾患患者（筋萎縮性側索硬化症、脊髄性筋萎縮症等）のうち、別表1医療的ケア（診療の補助行為）の欄に掲げる状態に該当し、同表の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数が10点以上の者をいう。

2 この要綱において、「医療型短期入所事業」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院において実施される短期入所事業をいい、「福祉型短期入所事業」とは、医療型短期入所事業以外の短期入所事業をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、高度な医療的ケアを要する在宅障がい児者を短期入所事業又は日中一時支援事業で受け入れた指定短期入所事業者等とする。

### (欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若

しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等

- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(対象経費及び補助金の額の算定方法)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。

- 2 補助金の額は、別表2補助金の基準額の欄に掲げる金額に当該短期入所事業及び日中一時支援事業に係る日数を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 申請額内訳書（別紙（1））
  - 二 事業実施予定表（別紙（2））
  - 三 歳入歳出予算書抄本
  - 四 その他参考資料
    - 医療的ケアの判定書（別紙（4））
- 3 申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の変更交付申請)

第7条 補助金の交付決定後の事情の変更により、内容に変更が生じた場合（20%未満の減額を除く。）は、速やかに別記第2号様式を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。
  - 一 申請額内訳書（変更後）（別紙（1））
  - 二 事業実施予定表（変更後）（別紙（2））
  - 三 歳入歳出予算書抄本
  - 四 その他参考資料

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、第6条に規定する補助金交付申請書又は前条に規定する補助金変更交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付を決定したときは、別記第3号様式又は別記第4号様式により当該決定を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- 一 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 二 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 三 住所及び補助事業者名に変更があったときは、速やかに知事に届け出ること。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。
  - 一 精算額内訳書（別紙（1））
  - 二 実施状況報告（別紙（2））
  - 三 歳入歳出決算書（見込書）抄本
  - 四 その他参考資料
    - 実施状況実績記録票（別紙（3））
    - 医療的ケアの判定書（別紙（4））
- 3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して1月を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定したときは、別記第6号様式により当該補助事業者に通知する。

(補助金の交付時期等)

第12条 知事は、規則第14条による額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、知事が、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

(補助金交付請求書)

第13条 補助金の交付の請求書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、知事が別に定める方法により、速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一社所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額の返還を当該補助事業者に命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第15条 申請があった場合において、申請者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が交付決定をした後において、交付決定を受けたものが第4条の規定に該当することが明らかになったときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第16条 規則第22条に規定する書類、帳簿等（以下「証拠書類等」という。）の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

2 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

附 則（平成28年3月29日地医第628号）

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年3月26日医福第1215号）

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和4年3月24日医福第1020号）

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和6年3月19日医福第830号）

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1（第2条関係）

医療的ケア（診療の補助行為）	基本スコア		見守りスコア			見守りスコアの基準（目安）			見守り低の場合（0点）
	日中	夜間	基本スコア	高	中	低	見守り高い場合	見守り中の場合	
1 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸引法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理 （注）人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。	□		10点	□	□	□	自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに対応する必要がある場合（2点）	直ちではないがおむね15分以内に対応する必要がある場合（1点）	それ以外の場合
2 気管切開の管理 （注）人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。（人工呼吸器10点+人工呼吸器見守り0～2点+気管切開8点）	□		8点	□	□	□	自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合（2点）		それ以外の場合
3 鼻咽頭エアウェイの管理	□		5点	□	□	□	上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合（1点）		それ以外の場合
4 酸素療法	□	□	8点	□	□	□	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がもたらされる場合（1点）		それ以外の場合
5 吸引（口鼻腔・気管内吸引）	□		8点	□	□	□	自発運動等により吸引の実施が困難な場合（1点）		それ以外の場合
6 ネプライザーの管理	□	□	3点						
7 経管栄養 （1）経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻 （2）持続経管注入ポンプ使用	□		8点	□	□	□	自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
	□		3点	□	□	□	自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）	□		8点	□	□	□	自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
9 皮下注射 （1）皮下注射（インスリン、麻薬など） （2）持続皮下注射ポンプ使用 （注）いずれか一つを選択	□	□	5点	□	□	□	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合（1点）		それ以外の場合
	□	□	3点	□	□	□	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
10 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む） （注）インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。	□	□	3点	□	□	□	血糖測定とその後の対応が頻回に必要になる可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
11 繼続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む）	□		8点	□	□	□	自発運動等により透析カテーテルを抜去する可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
12 導尿 （1）利用時間中の間欠的導尿 （2）持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ） （注）いずれか一つを選択	□	□	5点						
	□	□	3点	□	□	□	自発運動等により持続的導尿カテーテルを抜去する可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
13 排便管理 （1）消化管ストーマ （2）摘便、洗腸 （3）浣腸 （注）いずれか一つを選択	□	□	5点	□	□	□	自発運動等により消化管ストーマを抜去する可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
	□	□	5点						
	□	□	3点						
14 痫癇時の坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 （注）医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合	□		3点	□	□	□	痙攣が10分以上重複する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性が高い場合（2点）		それ以外の場合

※基本スコアは、日中又は夜間のスコアのうち、高い方の点数で算定する。

別表2（第5条関係）

経費区分	対象経費	補助金の基準額
医療型短期入所事業	空床の確保等、医療型短期入所事業の運営に必要な経費	利用者1人当たりにサービス提供を行った日につき 5, 900円
福祉型短期入所事業	看護師の確保等、福祉型短期入所事業又は日中一時支援事業の運営に必要な経費	利用者1人当たりにサービス提供を行った日につき
日中一時支援事業		6, 800円